国土交通省の補助事業「地域交通グリーン化事業」

国土交通省

令和元年度予算　5.30億円

政府は省エネルギー、温室効果ガス（CO_2）排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）
運輸部門における省エネの推進　→　2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。

地球温暖化対策計画（平成28年5月１３日閣議決定）
運輸部門におけるエネルギー起源CO2削減　→　2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）
持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり　→　さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い替えの促進を図る事業を対象として支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

	【 第 Ⅰ 段 階 】	【 第 Ⅱ 段 階 】	【 第 Ⅲ 段 階 】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達（支援の最終段階）
補助上限	車両・充電設備等価格の1／3	車両・充電設備等価格の1／4～1／5	通常車両との差額の1／3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ	電気タクシー、電気トラック（バン）、プラグインハイブリッドタクシー	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

令和元年度自動車環境総合改善対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅱ（電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入）

●事業Ⅲ（ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラックの導入）

①登録後申請（実績申請）の場合　≪対象：補助対象自動車を平成31年4月1日から令和元年12月31日までに導入の上登録される方≫

〇手続きの流れ

（1）補助金交付枠申請書の提出≪運用方針第4-1～6号様式≫

補助金の申請をするには、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、**『補助金交付予定枠の内定』**を受ける必要があります。

申請期間：9/2（月）～9/27（金）

（2）実績申請書の提出≪交付要綱第2号様式≫

補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自動車の登録時期①及び②に応じて、右記の期限までに実績申請書（交付申請兼実績報告書）を窓口に提出して下さい。

＜登録時期＞	＜提出期限＞
①4/1～10/31	11/29まで
②11/1～12/31	登録日から30日以内

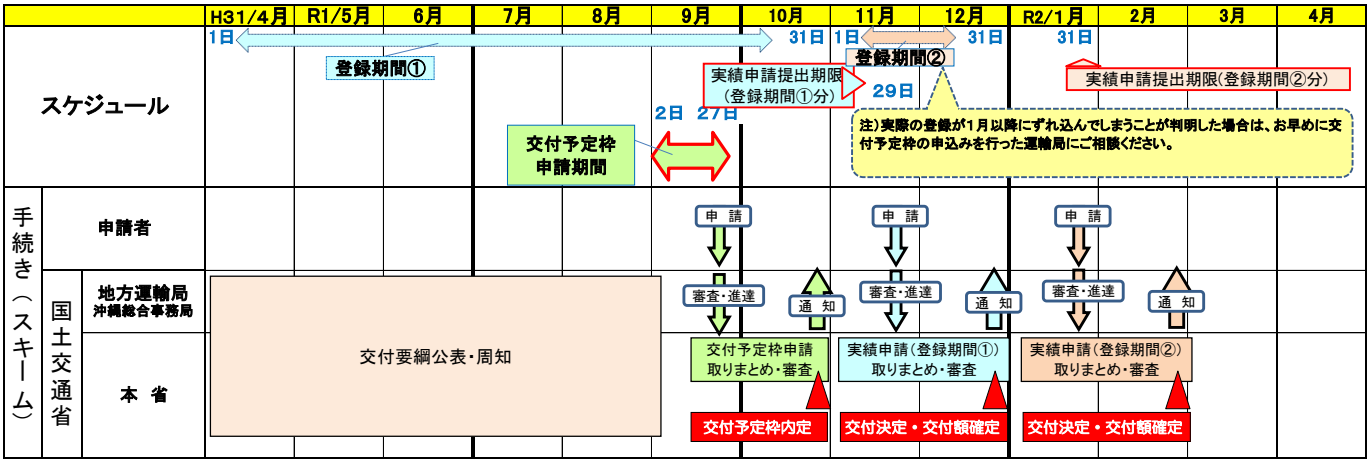

②登録前申請（通常申請）の場合　≪対象：補助対象自動車を令和2年1月1日から3月31日までに導入の上登録される方≫

〇手続きの流れ

（1）補助金交付枠申請書の提出

≪運用方針第4-1～6号様式≫

補助金の申請をされる方は、**『補助金交付予定枠の内定』**を受ける必要があります。

申請期間：9/2（月）～9/27（金）

（2）交付申請書の提出≪交付要綱第1号様式≫

補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口に提出して下さい。

提出期間：11/1（木）～11/29（金）

（3）実績報告書の提出≪交付要綱第11号様式≫

補助金の交付決定通知を受け、補助事業（補助対象自動車の導入・登録）が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を窓口に提出して下さい。
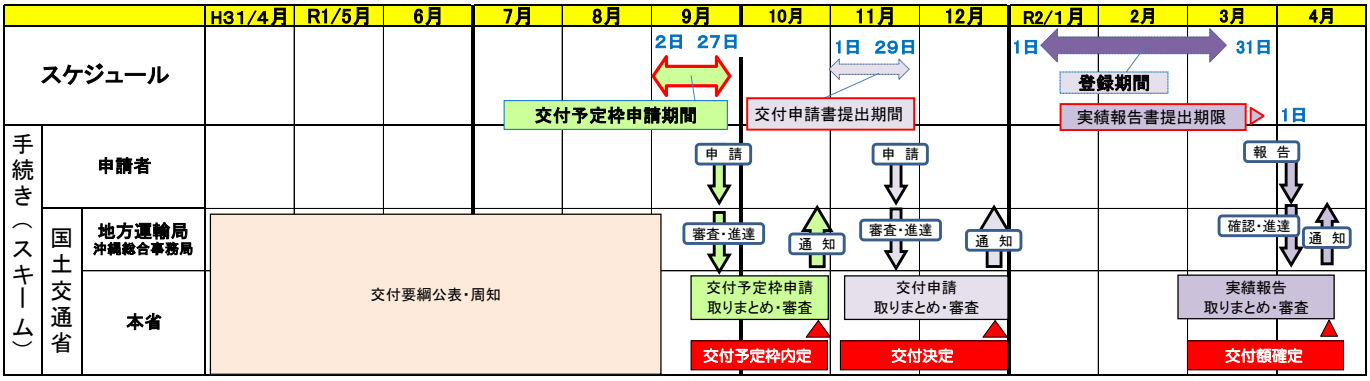
提出期限：登録日から30日以内又は
令和2年4月1日のいずれか早い日まで